

令和4年度年度評価及び中期目標期間期間実績評価 項目別評価総括表

評価項目	評価年度					中期目標 期間実績	
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	見込 評価	期間実 績評価
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	B	B	B(A)	A	A
1 農業信用保険業務	B	B(A)	B	B	B(A)	A	A
(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組【重要度：高】	B	B(A)	B	B	B	B	B
(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定【重要度：高】	B	A	B	B	B(A)	A	A
(3) 保険事故率の低減に向けた取組	B	B(A)	A	A	A	A	A
(4) 求償権の管理・回収の取組	B	B(A)	A	A	A	A	A
(5) 利用者のニーズの反映等	B	B	B	B	B	B	B
(6) 事務処理の適正化及び迅速化	B	B	B	A	B	A	A
2 林業信用保証業務	B	B	B	A	A	A	A
(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組	B	B(A)	B	B	B(A)	B	B(A)
(2) 適切な保証料率の設定【重要度：高】	B	B	B	A	A(S)	A	A
(3) 代位弁済率の低減に向けた取組	B	B	B	A	S	A	A
(4) 求償権の管理・回収の取組	B	B	B	B	B	B(A)	B
(5) 利用者のニーズの反映等	B	B	B	B	A	B	B(A)
(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証	B	B	B	A	A	A	A
(7) 事務処理の適正化及び迅速化	B	B	B	B(A)	A	B(A)	B(A)
3 漁業信用保険業務	B	B	A	B	B(A)	A	A
(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定【重要度：高】	B	B	A	B	B(A)	A	A
(2) 保険事故率の低減に向けた取組	B	B	A	A	A	A	A
(3) 求償権の管理・回収の取組	B	B	A	A	A	A	A
(4) 利用者のニーズの反映等	B	B	B	B	B	B	B
(5) 事務処理の適正化及び迅速化	B	B	B	B	B	B	B
4 農業保険関係業務	B	B	B	B	B	B	B
(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	B	B	B	B	B	B	B
(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施	B	B	B	-	B	B	B
5 漁業災害補償関係業務	B	B	A	A	A	A	A
(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	B	B	B	B	B	B	B
(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施	-	-	A	A	A	A	A

評価項目	評価年度					中期目標 期間実績	
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	見込 評価	期間実 績評価
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	B	B	A	A	A
1 事業の効率化（平成29年度対比5%以上の事業費の削減）	B	B	B	B(A)	A	A	A
2 経費支出の抑制（平成29年度対比20%以上の一般管理費の抑制）	B	B	B	B	A	A	A
3 調達方式の適正化	B	B	B	A	A	A	A
4 電子化の推進	B	B	B	B	A	B(A)	B
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	B	B	B	B	B
1 財務運営の適正化	B	B	B	B	B	B	B
2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	B	B	B	B	B	B
3 決算情報・セグメント情報の開示	B	B	B	B	B	B	B
4 長期借入金の条件	-	-	-	-	-	-	-
5 短期借入金の限度額	-	-	B	B	B	B	B
6 不要財産の処分に関する計画	-	-	B	B	-	B	B
7 不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画	-	-	-	-	-	-	-
8 剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	-
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B	B	B	B	B	B	B
1 施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	-	-
2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	B	B	B	B	B	B	B
3 積立金の処分に関する事項	B	B	B	B	B	B	B
4 その他中期目標を達成するために必要な事項	B	B	B	A	A	A	A
(1) ガバナンスの高度化	B	B	B	A	A	A	A
(2) 情報セキュリティ対策	B	B	B	B	B	B(A)	B

(注) 評価欄のカッコ書きは、自己評価である。

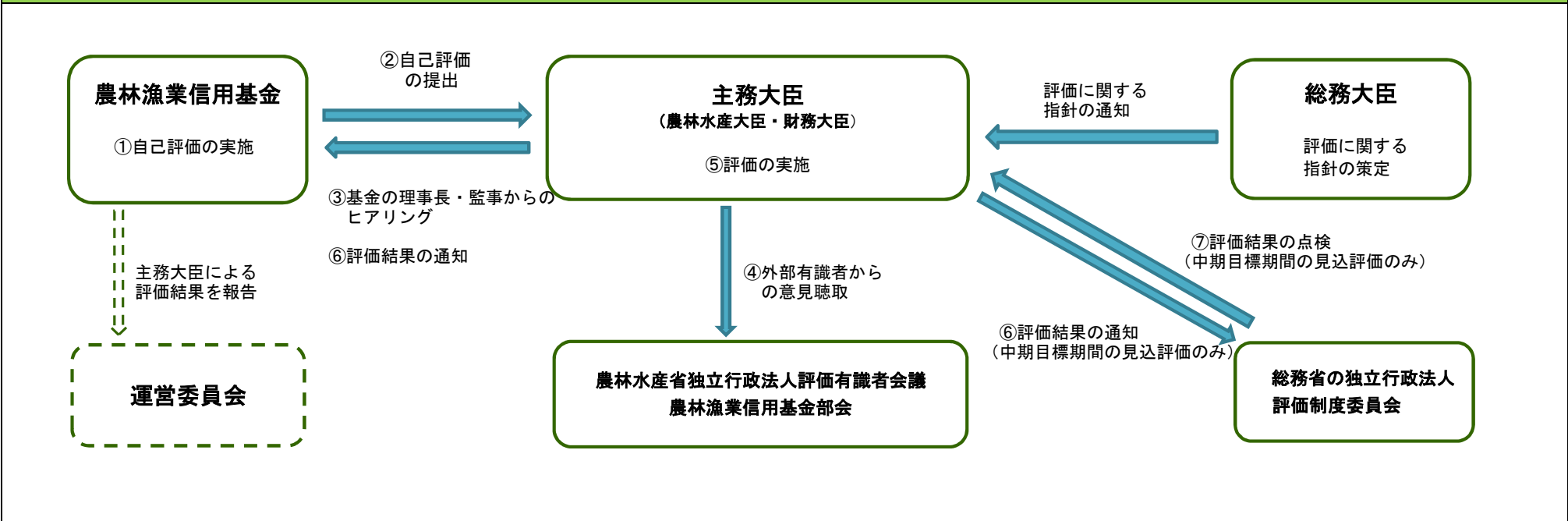
独立行政法人の評価について

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（ポイント）【平成27年4月1日施行】

PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

- ・ 総務大臣は、目標・評価に関する指針を策定。
- ・ 主務大臣は、指針に基づいて目標を設定・指示し、毎年度、業績評価を実施。
- ・ 総務省の独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣の目標案、中期目標期間の見込評価を点検。

評価のスキーム



評 価 の 流 れ

○年度評価の流れは以下のとおり。中期目標期間（見込・実績）も同様の方法により実施。

【評価項目】

○中期目標で
定めた項目
を単位とし
て、評価項
目を設定。

【項目別評価】

○中期目標の達成状況、中期計画の実施状況等を考慮し、評価項目毎に、5段階の評語（S、A、B、C、D）による評定を付す。
「B」を標準とする。

【 定量的目標を設定している項目 】

対目標値の達成度合	評定
120%以上で顕著な成果がある	S
120%以上	A
100%以上120%未満	B
80%以上100%未満	C
80%未満	D

【 定性的目標を設定している項目 】

所期の目標を上回る顕著な成果があった	S
所期の目標を上回る成果があった	A
所期の目標が概ね達成された	B
所期の目標を下回り、改善を要する	C
所期の目標を下回り、抜本的な改善を要する	D

【 総合評価 】

○項目別評定を基礎とし、法人全体の状況について、記述による評定及び5段階の評語（S、A、B、C、D）による評定を付す。

1. 中項目の評価の集計に当たり、中項目に含まれる小項目の項目数に重要度が高い業務を含む小項目の項目数を加えたものに2を乗じて得た数を基準として、5段階評価で行う。その際、重要度が高い業務を含む小項目については、点数に2を乗じるものとする。

小項目の合計 数値の割合 〔基準となる数値 との対比〕	120%以上で顕著な成果がある	S	4点
	120%以上	A	3点
	90%以上120%未満	B	2点
	50%以上90%未満	C	1点
	50%未満	D	0点

2. 大項目の評価
中項目に準じて5段階評価を行う。

中項目の合計 数値の割合 〔基準となる数値 との対比〕	120%以上で顕著な成果がある	S	4点
	120%以上	A	3点
	90%以上120%未満	B	2点
	50%以上90%未満	C	1点
	50%未満	D	0点

3. 総合評価
大項目に準じて5段階評価を行う。

大項目の合計 数値の割合 〔基準となる数値 との対比〕	120%以上で顕著な成果がある	S	4点
	120%以上	A	3点
	90%以上120%未満	B	2点
	50%以上90%未満	C	1点
	50%未満	D	0点